

## 県都まえばし創生本部有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における人口減少問題の解決を目指し、県都まえばし創生本部への助言及び意見交換を行うため、県都まえばし創生本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）に関すること
- (2) 第七次前橋市総合計画に関すること
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地方創生について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から会議終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 有識者会議に座長を置き、市長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、政策部政策推進課において処理するものとする。

### (報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。